

●香川県告示第203号

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）第45条の2第1項の規定により昭和53年香川県告示第497号で指定した収納計器取扱者について、次のとおり変更があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 名称及び変更後の代表者の氏名
香川県庁消費生活協同組合
大麻 敬剛
- 2 変更年月日
令和2年6月9日